

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和 8 年度)
様式

作成日 2026/10/29
最終更新日 2026/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/10/29
国立大学法人名		京都工芸繊維大学
法人の長の氏名		吉本 昌広
問い合わせ先		075-724-7014 / soumuki@jim.kit.ac.jp
URL		https://www.kit.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>（令和 8 年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和8年8月21日から9月18日にかけて、令和7年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、令和8年度第3回経営協議会（令和8年10月20日開催）において審議・承認を経た。経営協議会からの意見及び対応は、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会意見】（原則 4 - 2）</p> <p>AIの進化がすさまじいため、AIをガバナンスの仕組みの中でどう活用していくのか、大学運営にどのように活用するか、AIによる情報システムに対する攻撃にどう対処するかが大きな課題である。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>AIの活用については、令和8年7月に、最高情報セキュリティ責任者補佐を座長とした「生成AI利用ガイドライン策定ワーキンググループ」を立ち上げ、現在、情報統括本部において、全学的な「生成AI利用ガイドライン」の策定に向けた検討を進めているところである。</p>
	更新あり	<p>【経営協議会意見】（補充原則 1 - 2 ①、補充原則 1 - 3 ①）</p> <p>18歳人口の急減等の環境変化に対応して大学がミッションを果たし、持続的な経営を維持していくためには、教学の在り方と経営の在り方のバランスや資源配分が重要な問題であり、ボトムアップとトップダウンの検討結果を統合していくような意思決定の仕組みを考えることが必要である。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>令和7年度に設置した経営企画室では、ワーキンググループ等からボトムアップで得られた情報を検討材料として、構成員である学長・理事・副学長により意思決定がなされているが、ご意見を踏まえた問題に対処していくため、より良い意思決定の在り方を検討していく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	<p>【経営協議会意見】（原則４－１、補充原則４－１）</p> <p>本学が標榜する「実学」においては、高校時代に「実学」を実地で学んだ生徒は大学で大きく伸びるという話もある。高校と大学の教育の在り方は深く関係しており、大学がそのミッションを果たしていく上で高校との教育面での対話・連携をさらに深める仕組みを検討していくことが大事である。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>これまで、本学主催の高校教員向け入試説明会や出張講義等の交流に加え、教育委員会等との連携を通じ、高校教員との対話を重ねている。これらの対話から得られた高大接続の知見は、本学での学術的展望を総合的に評価する「ダビンチ入試」（総合型選抜）の設計等に活かされている。</p>
	更新あり	<p>【経営協議会意見】（原則１－３、基本原則４）</p> <p>本学は、デザイン、工芸、繊維及び工学を融合した特色ある教育研究を展開するとともに、京都の文化や伝統産業を基盤とした先端的なものづくり研究を推進しており、これまでから京都のものづくり産業や伝統産業を支える人材育成と研究開発に大きく貢献してきたところである。</p> <p>京都府及び京都市では、府市協調のもと「AI時代に向けた京都ものづくり産業の成長戦略（2026）」を策定し、AI・半導体技術を活用した産業の高度化やフィジカルAI分野の発展、高度人材の育成に取り組むこととしている。こうした中、半導体人材育成拠点形成事業をはじめとする産学公連携の取組において、本学が果たす役割は極めて大きく、今後も京都の産業競争力強化を支える高度人材の育成や研究成果の社会実装を牽引することを期待する。また、京都府総合計画（中間案）が掲げる「イノベーションで世界をリードする産業創造都市・京都」の実現に向け、本学が強みとするデザイン思考や工芸・繊維分野の知見を生かし、伝統産業の高付加価値化や新たな事業創出、スタートアップの育成、さらにはAI・半導体関連産業との融合による新たな価値創造に一層貢献することを期待する。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>本学では、未来デザイン・工学機構及びその傘下の6つのラボ・センターにおいて分野横断的な融合領域の研究開発、人材育成に取り組んでいるところである。具体的には、京都半導体共創ラボでは、「関西圏半導体人材育成共創拠点の構築」事業に参画し、実践的な教育・演習に加え、業界団体との交流などを通じた半導体人材の育成に取り組んでいる。また、繊維科学センターにおいては、デザイン分野と繊維分野の教員が共同で進めているサーキュラーデザイン、社会医工学研究センターにおいてはデザイン・建築分野、電気電子工学分野、情報工学・人間科学分野の教員が共同で進めている高齢者介護の負担軽減やメンタルヘルスケアへの取り組みなどが挙げられる。加えて、学内の学系・領域を超えて議論や研究を発展させてイノベーションを創発し、その先の社会実装まで議論する「KYOTO AGORA」においては、ここ2年はAIをテーマに取り上げ、最新の動向や学内外のGood Practiceを交えた共創プロジェクトを通じ、研究力の底上げに取り組んでいる。これらの取り組みを通じ、地域における教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮していく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>（令和7年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和7年度第3回経営協議会（令和7年10月6日開催）において、令和6年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行い、審議・承認を経た。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会意見】（原則4－1、補充原則4－1）</p> <p>国立大学法人のガバナンスにはステークホルダーとの対話が不可欠であり、特に、高等学校との連携や対話が望まれる。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>本学では、高等学校を重要なステークホルダーの一つと位置づけており、進路指導担当教員を対象とした入試説明会（令和8年度より名称変更）の開催のほか、オープンキャンパスの実施や進学ガイダンスへの参加を通じ、学校関係者や高校生、その保護者との直接対話の機会を積極的に設けている。</p> <p>また、高大接続の観点から、体験授業の実施、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校への講師派遣、地域創生Tech Program説明会の開催などの取組を展開している。</p> <p>一方、関西圏外の高等学校における本学の知名度が低い、本学の教育内容や特色が高校生に十分伝わっていない等の課題がある中、高等学校との対話・連携を含めた広報活動を推進した。</p> <p>これにより、学部入試への関西圏外からの出願校数・出願者数は、令和7年度は343校629名だったのに対し、令和8年度は374校716名と増加した。</p> <p>本取り組みの成果をふまえ、今後も引き続き、高等学校との継続的な対話・連携に努めていく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	<p>（令和8年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況） 【確認の方法】 令和8年8月21日から9月18日にかけて、令和7年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見を聴取した。監事からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事意見】（原則1－1） 本年秋に文部科学省から「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関する視点」、「中期目標大綱（素案）」等が示される予定である。これを受け本学においても第5期中期目標・中期計画の策定に取り組むことになるが、これに併せて『国立大学ガバナンス・コード』でも示されている本学のビジョン（将来構想）を策定することが重要と思われる。本学の歴史や伝統を踏まえたうえで、本学の持つ強み、特長を活かし、本学が目指すべき将来の姿とそれを実現するための方策、ステップをわかりやすく示したビジョンがあれば、第5期中期目標・中期計画もより充実した内容になることが期待できる。</p> <p>なお、ビジョン、中期目標・中期計画の策定にあたっては、学長のリーダーシップの下、教職員、学生の参画はもとより、自治体や学校、企業などできるだけ多くの関係者の意見を聴くことに努めることが重要と考える。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 令和8年9月に「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」及び「中期目標大綱（素案）」等が示された。これらの内容を踏まえて、今後学長が室長を務める経営企画室を中心に本学のビジョン及び第5期中期目標・中期計画の策定を進めていく予定である。</p> <p>策定にあたっては、ワーキンググループの活用等も検討しながら幅広い構成員から意見を取り入れる他、関係者に意見を伺いながら進める予定である。</p>
	更新あり	<p>【監事意見】（原則1－4） 本学の教育・研究・社会貢献活動を高めるためには、これらの業務を支える職員一人ひとりが能力を高めることが大切で、そのためにも体系的な人材育成システムを構築することが重要である。本年2月に『事務職員人材育成基本方針』が策定されたところであるが、この中で、人材育成の具体的な方策として、①「キャリアパスの支援」としてキャリア段階に応じた育成モデルの構築や複線的なキャリアパスの推進、多様な経験機会の提供などを保証し、②「能力開発」としてOJTの推進とOff-JTの充実、自己啓発の促進に取り組むとともに、③「良好な環境づくり」を進めることがあげられている。今後はこの方針にもとづき、多様な分野で今後の大学経営を担う人材育成の取組を進めていく必要がある。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】 職員のキャリアパス支援のため、職員と監督者の定期的な面談の機会を設けており、職員の意向や能力に加えて当該面談の結果を基に、人事配置や出向等、キャリアパスを決定する仕組みを整えていく。</p> <p>また、研修の充実や自己啓発の促進を通じて職員の能力開発を進め、ワークライフバランスの支援やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止の徹底により良好な職場環境を整備することで、人材育成を行っていく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	<p>【監事意見】（原則３－１－１）</p> <p>経営協議会の重要性に鑑み、本学では経済界や自治体関係者、学校経営に知見・経験を有する者など学外から9名の委員に就任を依頼し、学内の8名の委員と合わせて17名の委員で運営されている。学外委員には多忙な方が多く欠席も見られるが、会議では活発な意見交換がなされている。経営協議会は学外委員と異なった観点からの意見交換ができる貴重な機会であるので、限られた時間ではあるが、議題以外の内容に関しても自由な意見交換の場として活用できるよう工夫すべきと考える。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>令和7年度第2回経営協議会及び第4回経営協議会において、議事終了後の時間を活用し、本学の人材育成や将来構想についてをテーマとした意見交換を実施している。令和8年度経営協議会においても、可能な限り時間を有効活用し、意見交換を予定している。</p>
	更新あり	<p>【監事意見】（補充原則４－１①）</p> <p>本学は多彩な教育研究活動、社会貢献、地域連携などの取組を進め、着実に成果をあげているが、その知名度はまだ全国的にはそれほど高くなく、地元京都においても十分とは言えない。本学の魅力、素晴らしさ、多彩な活動内容を広く関係者（ステークホルダー）に知ってもらうためには、対外的に積極的な情報提供や広報を進めていくことが大切である。本学に関する情報は多岐にわたり、情報提供の方法も対象に応じて異なるが、外部から本学の情報を入手する主要な窓口はホームページである。本学のホームページには必要なデータ、情報がほぼカバーされているが、構成が複雑でわかりにくい面がある。そこで、情報公開する内容の一層の充実に努めるとともに、必要な情報が的確（容易）に入手できるよう、ホームページの改善に取り組むべきと考える。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>本学Webサイトについて、まずは入口となるトップページの構成の見直しを行っている。トップページのメインビジュアル（スライド画像）については、学生の活躍や教員の研究に関する情報を軸に掲載し、本学の強みを効果的に発信すると同時に、主要なニュースや対外的に訴求したいコンテンツへのスムーズな誘導を意識した工夫を行っている。</p> <p>広報活動全般においては、主にWebサイトやSNSでのタイムリーな情報発信やプレスリリースを積極的に行うなど、外部への情報提供を強化している。加えて、各ステークホルダーの利便性向上のため、コンテンツの充実にとどまらず、必要な情報へよりアクセスしやすいWebサイト構成に改善していく。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	<p>（令和7年度における意見及び当該意見を踏まえた対応状況）</p> <p>【確認の方法】</p> <p>令和7年9月11日から10月6日にかけて、令和6年度の経営協議会及び監事からの意見への対応状況等について説明を行うとともに、意見を聴取した。監事からの意見及び対応については、以下のとおりである。</p> <p>【監事意見】（原則1－1）</p> <p>令和7年度は第4期中期目標・中期計画の4年目にあたる重要な時期であるが、一方では令和10年度から始まる第5期中期目標・中期計画に向けて動き出す時期でもある。中期目標・中期計画策定作業は「国立大学法人中期目標大綱」が示された後に具体化するが、それに先駆け本学として長期ビジョン（将来構想）の策定に取り組むことが大切と考える。</p> <p>本学では令和3年7月に「大学の理念」を改定しているが、この理念を具現化するために、学内はもとより広く関係者の意見も組み入れた長期ビジョンを策定することにより、第5期中期目標・中期計画もより充実した内容になることが期待できる。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>長期ビジョンの策定にあたり、組織のコミュニケーション体制を強化するため、令和7年11月に大学戦略キャビネットと大学評価室の機能を統合した経営企画室を設置した。また、経営企画室のもとに、2040年を担う45歳前後の教職員をコアメンバーとする将来構想若手ワーキンググループ（以下、「若手WG」という。）と、第5期中期目標・中期計画期間の中核を担う50～55歳程度の教職員をコアメンバーとする将来構想シニアワーキンググループ（以下、「シニアWG」という。）を設置した。</p> <p>若手WGには、「既存の組織論や慣習にとらわれない、自由かつ革新的な視点からの尖った意見や提案」という役割を求め、シニアWGには、「本学の現状の立ち位置や外部条件を踏まえた、俯瞰的かつ現実的な見識に基づく意見や提言」という役割を求めた。それぞれ、3回のワーキングを実施し、シニアWGにおいて、若手WGでの検討結果も踏まえ、第5期中期目標・中期計画期間に本学が進むべき方向性について取りまとめた。</p> <p>これらの内容に基づき、国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するヒアリング・意見交換に係る説明資料を作成した。本ヒアリング・意見交換において本学のビジョンは好感触を得ており、両WGでの知見が役立っている。今後、本ヒアリング・意見交換での内容等を踏まえて両WGで議論を重ね、両WGでの意見を基に第5期中期目標・中期計画を作成する予定である。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	<p>【監事意見】（補充原則 1－4②）</p> <p>本学の理念を実現し、持続的に発展するためには、大学経営を支える職員が能力を高め、その力を存分に発揮することが重要である。このためにも体系的な職員の育成が必要であるが、本学における職員の育成は「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」の中で限定的に記述されているにとどまっている。</p> <p>そこで、本学の職員が未来を展望し、愛着と誇りをもって職務を進めることができるよう、総合的な人材育成システムの構築について検討すべきと考える。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>令和8年2月26日付けで「国立大学法人京都工芸繊維大学 事務職員人材育成基本方針」を定め、職員の育成方針やキャリア形成についての方針を明文化した。</p> <p>新たな人事評価制度については、令和9年度からの運用に向け、案を作成のうえ、事務局各監督者からの意見聴取を行っている段階である。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
	更新あり	<p>【監事意見】（原則４－２）</p> <p>コンプライアンスの遵守の観点から、情報セキュリティの基準を充たす情報システムの構築が必要であり、学内の情報システムの運用管理のあり方について、定期的な点検を実施することを検討されたい。</p> <p>また、ヒューマンエラーによる情報インシデントを防止するため、引き続き、大学構成員に対する情報セキュリティ教育を継続していただきたい。</p> <p>【上記意見を踏まえた対応状況】</p> <p>令和７年８月に発生した非公開情報が外部から閲覧可能な状態となっていたインシデントを受け、事務局管理の全業務システムについて、セキュリティ設計の総点検及び脆弱性の有無に関する確認を実施し、順次バージョンアップや改修等の措置を行っている。特に学生の教育環境に大きな影響を与える受講登録システム、成績入力システム等については、優先的にセキュリティ向上等の改修を行った。</p> <p>加えて、各種システムの保守契約の内容や範囲を見直し、継続的なセキュリティ確保を図るとともに、点検体制を強化するための方策の検討を進めている。</p> <p>また、新たなシステム導入及び改修時には、設計段階から、セキュリティ仕様及び保守契約等の内容を確認するためのフロー及び体制を構築し、令和８年６月より運用を開始している。クラウドサービスの利用については令和８年４月からガイドラインの運用を開始し、安全な利用基準、利用範囲、管理体制及びルールを明確化し、適切なクラウド活用を推進している。</p> <p>大学構成員に対する情報セキュリティ教育については、引き続き、e-learningによる研修、自己点検、標的型攻撃メール訓練及び定期的な注意喚起などに加え、実際に発生したインシデントの事例を基にしたケーススタディを研修に取り込むなど、より実践的な内容となるように取り組んでいる。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<p>本学では、令和3年7月1日に、「大学の理念」の改定を行い、大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた独自性のあるビジョンを掲げ、大学ホームページで公表している。</p> <p>大学の理念の改定にあたっては、学内に設置した将来構想WTにおいて議論を行うとともに、地方自治体や産業界等の多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めている。</p> <p>また、大学の理念／大学の特色を具現化するため、第4期中期目標・中期計画を作成するとともに、大学戦略キャビネットにおいて、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、大学ホームページに公表している。</p> <p>・大学の理念／大学の特色 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/</p> <p>・中期目標・中期計画・ロードマップ https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/middle-period-plan/</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>平成28年度に実施した自己点検・評価、平成29年度に実施した外部評価において、目標・戦略の進捗状況を客観的指標により検証し、その検証結果を基に、課題等を抽出のうえ、当該課題等に対する改善方策を策定し、その改善状況を大学ホームページで公表している。</p> <p>また、中期計画・年度計画に掲げた目標・戦略の進捗状況や検証結果を纏めた業務実績報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえた改善状況を大学ホームページで公表している。</p> <p>令和4年度からは国立大学法人法の改正により年度計画及び毎年度の業務実績報告は廃止されたが、それに代わる措置として、中期目標・中期計画を達成するための具体的な取組内容や時期、各年度の達成目標等を示したロードマップを策定し、本ロードマップに基づいて毎年度末時点での進捗状況を全学的に検証するとともに、それを基に改善を図った結果等を公表している。</p> <p>・自己点検・評価、外部評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/self-monitoring/</p> <p>・業務実績報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/report/</p> <p>・国立大学法人評価 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/corporation-evaluation/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>「国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則」において、役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会その他の組織の設置を制定しており、各組織の権限や責任についてはそれぞれの組織規則において定めている。規則や組織図は、大学ホームページや大学概要等で公表している。</p> <p>・ 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000003.html</p> <p>・ 法人組織 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/</p> <p>・ 管理運営組織図 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/chart/</p> <p>・ 教育研究組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/</p> <p>・ 事務組織図 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/office_management_org/</p> <p>・ 学内規則集（第２章 管理運営において各組織に関する規則を制定） https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_menu.html</p>
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>大学ホームページで、大学の自主性・自律性に基づき、「本学の理念」の実現に向けて、教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」を公表している。その中で、人材の登用・確保について、「均衡ある年齢構成に留意しつつ、教育研究の一層の向上を目指し、女性や外国人等の雇用促進を進め国内外の多様な人材の登用・確保を図るとともに、障害者雇用についても全学で法定雇用率の達成及び維持に努める。」と明記している。</p> <p>・ 国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjihon220324.pdf</p>
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>中期的な財務計画は、第4期中期計画において公表し、教育研究の費用及び成果等については、本学独自の取組として、毎年11月頃、前年度決算内容をもとに、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を分かりやすく整理した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表している。</p> <p>・ 第4期中期計画 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/keikaku220401.pdf</p> <p>・ 財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）		<p> 本学の活動と運営を支えている学内外のステークホルダーに対し、財務状況や活動状況を分かりやすい形で提供することを目的に、前年度の決算を基にして、本学の理念、将来ビジョン・戦略、ガバナンス体制、教育研究事業に対する資金の投入状況、教育研究の費用及び成果、財務諸表等を示した「財務報告書」を作成し、大学ホームページで公表している。 また、毎年度開催している教育懇談会において、保証人に対し、教育事業に関する資金投入状況について説明を行っている。 </p> <p> ・財務報告書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/financial-affairs-information/ </p>
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		<p> 「京都工芸繊維大学の理念」の実現に向けて教育研究・社会貢献機能の一層の向上を目指した「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」（令和4年3月）を定め、人事院や国立大学協会が実施する各階層別研修に毎年職員を派遣するとともに、自己啓発を後押しするプログラムなどを行うことにより、各層に必要な能力の獲得に努めている。令和4年度には、若手職員による働き方改革検討チームを立ち上げ、長期的な視点に立った法人経営能力をもった次世代の幹部候補者の育成を行った。 「国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針」は、大学ホームページの「法人情報の公開」で公表している。 </p> <p> ・国立大学法人京都工芸繊維大学人事基本方針 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/jinjikihon220324.pdf </p>
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p> 理事、副学長には、本学の教員、弁護士、民間企業理事経験者、女性を登用し、多様性及び経営層の厚みを確保している。加えて、情報基盤担当の学長補佐をはじめ、顧問として元文部科学省事務次官、弁護士、私立大学学長経験者を配し、多方面から本学のビジョン実現のための助言を得る体制を整えている。各理事・副学長の責任・権限を有する業務については、役職に明記しており、大学ホームページや大学概要等で広く公表している。 </p> <p> 【関連規則】 ■国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則 第3条 2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する 3 学長が指名する理事(以下「指名理事」という)は、当該業務を分担管理する理事との協議の下に事務全般の執行について総合調整するものとする 第13条 前条第1項に定めるもののほか、京都工芸繊維大学に副学長を置く 3 副学長は、学長を補佐し、学長の定めるところにより、その職務を行う 4 副学長は、学長の命を受けたときは、その校務をつかさどることができる </p> <p> ・役職員 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/organize/executive/ </p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		該当しない
原則 2-3-1 役員会の議事録	更新あり	<p>役員会は、原則、毎月開催のうえ、国立大学法人法及び国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則に規定する法人の重要事項（中期目標、文部科学大臣の認可・承認事項、予算・決算、重要な組織の設置または廃止等）について十分に検討・討議を行い、学長の意思決定を支えている。また、必要に応じて臨時で開催している。役員会の議事録は大学ホームページで公表している。</p> <p>・役員会規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000012.html</p> <p>・役員会議事録 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/yakuinkaigijiroku/</p>
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>理事、副学長には、弁護士、民間企業理事経験者、女性を登用し、経営層の厚みを確保している。配置された理事、副学長は自身の経験と知見を活かせる業務を担当・掌理し、法人経営・大学運営に寄与している。なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているかを明らかにするとともに、その目的に合致する人材の発掘・登用を行っており、その状況については大学ホームページで公表している。</p> <p>・外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/organize/ （法人の長を補佐する「外部の経験を有する人材」の参画をクリック）</p>
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>経営協議会は、学外委員の意見を聴き、その知見を法人経営に反映させるために、大学・行政・産業界といった分野から委員の選任を行っている。また、学外委員の選考にあたっては、「国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則」により、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くこととしており、その際に選考理由を説明し、任命している。</p> <p>また、経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫については、大学ホームページで公表している。</p> <p>・経営協議会の学外委員の選任にあたっての選考方針及び議題設定などの運営方法の工夫 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/minute/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	<p>大学ホームページで、学長の選考基準、選考方法、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考基準においては、学長に求める資質及び能力について、6つの項目を示している。</p> <p>具体的な選考方法については、学長選考規則、学長選考の実施に関する要項に定めている。</p> <p>また、選考終了後、速やかに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>・学長選考・監察会議</p> <p>https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointmentcommittee/</p> <p>・学長選考基準（学長に求める資質及び能力）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の理念に掲げる理念、社会的使命、アクションを踏まえ、その実現のための明確なビジョンを持つこと。 2. ビジョンの実現に向けて、強いリーダーシップを発揮できること。 3. 本学の研究・教育環境の充実・発展に資するための安定的な財政基盤の確保と適切な資源配分を実現できるマネジメント力を有すること。 4. 学内外における信頼関係を構築するためのコミュニケーション力を有すること。 5. 国内外とのネットワークを活用し、本学の存在感を高めるための情報を発信することができること。 6. グローバル化を積極的に推進するための国際的な視野と実行力を有すること。 <p>・選考結果、選考過程、選考理由（令和5年度実施）</p> <p>https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/gakucho-senkou.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>学長の任期、再任の可否、期間の上限等については、学長の任期に関する規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表している。</p> <p>中期計画の策定及び実施と連動させるため、原則、任期の始期を中期目標期間開始の1年前とし、任期を3年、1回に限り再任可（ただし、就任時期によっては、この限りではない。）としている。</p> <p>・学長の任期に関する規則 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/pres_appointmentcommittee_kisoku06.pdf</p>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長の解任の手続きについては、本学学長解任規則に定めており、当該規則を大学ホームページで公表している。</p> <p>・学長解任規則 https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/pres_appointmentcommittee_kisoku07.pdf</p>
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長の業務執行状況については、「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項」を定め、毎年度1回定期的に、業務実績のほか、学長との面談、監事の意見等も踏まえ評価を行っている。また、評価の結果、必要があると認めるときは、学長に対して助言及び支援することとしている。また、評価結果については、学長本人に提示するとともに、大学ホームページで公表している。</p> <p>・学長の業務執行状況の評価結果 https://www.kit.ac.jp/presidential-election-results/</p>
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>学長選考・監察会議の委員の選任方法及び選任理由については、大学ホームページで公表している。</p> <p>経営協議会委員については、経営協議会において、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験のバランス等を考慮のうえ、互選により経営協議会の学外委員の中から5名選出している。</p> <p>教育研究評議会委員については、教育研究評議会において、まず、選出方法（互選・投票等）を審議し、審議の結果、投票により実施することとなったため、教育研究評議会委員（学長・理事を除く）について、監事立会いのもと、5名連記無記名投票（学長選考・監察会議委員としてふさわしいと思う者に「○」を附す方法）を実施し、順位が1位から5位までの者5名を選出している。</p> <p>・学長選考・監察会議の委員の選任方法等について https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/pres_appointmentcommittee/iinsenkou/</p>
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>令和3年3月1日の学長選考・監察会議で審議を行った結果、大学総括理事を置かないこととなった。今後、大学統括理事を置くこととなった場合には、検討結果に至った理由を公表する予定である。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>「国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書」により、内部統制に関する基本事項を定め、内部統制に関する体制整備や継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施を行うことを明記するとともに、研究倫理、研究不正、利益相反、安全保障輸出管理、デュアルユース、ハラスメント、兼業、役職員倫理などの学内規程を定め、役職員がこれらを遵守することにより内部統制のシステムを運用している。内部統制に係る規則、体制等は大学ホームページで公表している。</p> <p>学内のコンプライアンス意識の醸成を図る取組として、研究倫理教育に関する研修、公的研究費の適正使用に関する研修及び情報セキュリティ研修を実施している。研修はMoodleシステムを用いたeラーニング形式により実施し、受講後はシステムで理解度調査を実施しており、理解度の把握や受講管理を行うことで、実効性を高めている。</p> <p>研究インテグリティ確保のための取組として、上記研修において周知を行うとともに、令和5年度から利益相反マネジメント委員会に外国機関等との共同研究や交流等のリスクにつながる情報を集約する体制を整備し、研究インテグリティマネジメントを実施している。</p> <p>公益通報に関しては、規則を大学ホームページで公表するとともに、「公益通報及び公益通報に係る相談への対応窓口」の設置や公益通報者の保護、通報・相談の方法等も公表し、外部からの通報も受け付ける制度としている。</p> <p>内部統制に係る各取組の実施状況は、監事監査等により確認し、その結果を教育研究評議会、役員会等において報告し、必要な改善・見直しを行っている。</p> <p>また、第4期中期計画には、内部統制に係る事項を定めており、中期計画の進捗状況については、内部質保証に関する規則に基づき、毎年度自己点検・評価を行い、必要に応じた見直しを行う体制を構築・運用している。</p> <p>・ 国立大学法人京都工芸繊維大学業務方法書 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/method/</p> <p>・ 内部質保証に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000030.html</p> <p>・ 研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000067.html</p> <p>・ 公的研究費取扱規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000173.html</p> <p>・ 公的研究費の不正防止に係る学内責任体系 https://www.kit.ac.jp/uni_index/plan/</p> <p>・ 利益相反マネジメント規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000075.html</p> <p>・ 安全保障輸出管理規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000069.html</p> <p>・ ハラスメント等の防止等に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000076.html</p> <p>・ 職員兼業規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000114.html</p> <p>・ 役職員倫理規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000074.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		・公益通報に関する規則 https://www.kit.ac.jp/01/reiki_int/reiki_honbun/u042RG00000086.html ・公益通報及び公益通報に係る相談への対応窓口 https://www.kit.ac.jp/uni_index/koueki/
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	大学ホームページで、法令で義務付けられている法人情報及び教育情報の公開の専用ページを設け公表するとともに、本学の法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすくステークホルダーに提供すべく、大学ホームページ、LINE、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube、広報誌、プレスリリース、オープンキャンパス等、多様な媒体において、積極的に公表している。 ・大学ホームページ https://www.kit.ac.jp/ ・LINE http://line.naver.jp/ti/p/%40k-i-t ・X（旧Twitter） https://x.com/pr_kit ・Facebook https://www.facebook.com/KIT.Kyoto ・YouTube https://www.youtube.com/channel/UCCdmLiQsRJoLzGd2RNAzR1A ・広報誌 https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/publish/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		大学ホームページ、LINE、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube、広報誌、プレスリリースなど多様な媒体により、広く本学の取組・活動をPRするとともに、オープンキャンパスで、主に高校生やその保護者を対象とした情報発信を行っているほか、学部生の保証人を対象に、教育内容及び就職等の状況を説明し、率直な意見・感想をいただく機会として教育懇談会を開催するなど対象に応じた積極的な情報発信を行っている。なお、大学ホームページで、受験生、在学生、卒業生、研究者、企業、一般の方といった、対象者別のページを設けるとともに、英語版ページを作成し、海外の留学生や研究者等に向けても発信するなど、対象者の求める情報を適切に受け取れるような工夫を行っている（URLは上記原則 4 - 1 を参照）。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	<p>学生が身に付けることができる能力をディプロマ・ポリシーに、この能力を修得するために必要な教育プログラムの編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーに定め、大学ホームページで公表している。</p> <p>卒業生・修了生の進路状況についても、大学ホームページ等で、進路状況、主な就職先、主な進学先等を公表している。</p> <p>また、学部学生の保証人には教育懇談会の際に、本学の教育方針及び履修・就職等の状況を直接説明し理解を深めていただく機会を設けている。</p> <p>・ディプロマ・ポリシー （学部）https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/05/2024_B-DP.pdf （大学院）https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/04/2026_MD-dp.pdf</p> <p>・カリキュラム・ポリシー （学部）https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2025_B-CP.pdf （大学院）https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2026/04/2026_MD-CP.pdf</p> <p>・進路・就職 https://www.kit.ac.jp/career_index/</p>
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/national_university_corporation/</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 https://www.kit.ac.jp/uni_index/publication/</p>